

香芝市公告

令和7年6月25日付け香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス事業を実施する事業者の公募に係る公告の一部を次のとおり変更する。

令和7年 7月14日

香芝市長 三 橋 和 史

別紙「香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス事業の実施に係る事業者募集要領」2参加資格(5)中「及びISO27001」を「又はISO27001」に変更する。

香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス事業の実施に係る事業者募集要領（変更版）

1 事業の概要

(1) 事業の名称

香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス事業

(2) 事業の目的

香芝市立保育所、認定こども園及び幼稚園（以下「市立保育所等」という。）で使用する紙おむつ及びおしりふき（以下「紙おむつ等」という。）を月額定額制で利用できる「紙おむつ等定額利用サービス」（以下「サービス」という。）を導入し、児童を預ける際に紙おむつ等を持参する保護者及びそれらを児童ごとに管理する保育士等の負担軽減を図る。

また、災害時の紙おむつ等の在庫確保を目的とする。

(3) 事業に関する業務の内容

別紙「香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 事業実施期間

事業実施期間は、令和7年9月1日から令和10年3月31日までとする。

ただし、当該サービスの利用状況や保護者アンケートの結果等を踏まえた上で、市と事業者が協議して令和10年3月31日までに事業を終了することがある。また、実施期間満了後も、改めて公募等を実施して事業を継続する可能性がある。なお、市が令和10年3月31日までに事業を終了する場合において、市は、事業の終了により事業者が発生する損害及び事業の継続により事業者が得られる利益を補償しないものとする。

2 参加資格

本公募に参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 公告の日から候補者の決定までの間に、香芝市物品購入等の契約に係る入札参加停止措置要領（平成30年8月1日施行）による入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しないこと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからカまでのいずれにも該当しないこと。
- ア 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその全ての役員をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用する等をしたと認められるとき。
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に、暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。
- (5) J I S Q 1 5 0 0 1（プライバシーマーク）又は I S O 2 7 0 0 1（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS））を取得していること。
- (6) 令和7年4月1日時点において、公立の保育所等に通う児童の保護者と直接契約を締結し、紙おむつ等の月額定額制により利用できるサービスを5自治体以上で提供していること。
- (7) 募集要領及び仕様書の内容を遵守できること。

3 応募に伴う日程

事 項	日 程
公告日（募集要領等の公表）	令和7年6月25日（水）

質問書受付期限	令和7年7月4日（金）午後5時00分
質問に対する回答期限	令和7年7月11日（金）午前11時00分まで
提出書類受付期限	令和7年7月18日（金）午後5時00分
候補者決定の通知	令和7年7月下旬
協定書締結	令和7年8月中旬頃
サービス提供開始	令和7年9月1日（月）

備考 日程は、必要に応じて変更する場合がある。

4 質問の受付及び回答

募集要領及び仕様書の内容に関して質問がある場合は、質問書（様式4）を期日までに提出すること。

(1) 提出方法

質問書（様式4）に質問事項等を記載し、電子メールに添付して以下の質問受付期間内に香芝市子ども家庭部保育幼稚園課宛に送信すること。その際、件名を「紙おむつ等定額利用サービス事業に関する質問書」とするとともに、到達の確認のため、送信後に香芝市子ども家庭部保育幼稚園課まで電話連絡すること。来訪及び電話による質問は、受け付けない。

ア 質問受付期間

令和7年6月25日（水）午前8時30分から令和7年7月4日（金）午後5時00分まで

イ 提出先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課
電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp

ウ 連絡先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課
電話番号：0745-44-3336

(2) 質問への回答

令和7年7月11日（金）午前11時00分までに本市のホームページに掲載する。

5 必要書類の提出

(1) 参加申込書等

No	提出書類	部数
1	参加申込書（様式1）	1部
2	「2 参加資格(5)」に示す認証を取得していることが分かる書類	1部
3	会社概要書（様式2）	1部
4	履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本） ※香芝市競争入札参加資格者名簿に未登録の場合に限る。	1部
5	直近年度の国税（法人税及び消費税）、市町村税の納税証明書（滞納がないことが確認できること。） ※香芝市競争入札参加者名簿に未登録の場合に限る。	1部

(2) 企画提案書等

No	提出書類	部数
1	企画提案書表紙（様式3-1）	1部
2	企画提案書（参加申込者名をマスキングしたもの）（様式3-1）	5部
3	企画提案書（様式3-2）	1部

(3) 企画提案書の規格

ア A4判（印刷の向きを縦とし、両面印刷とする。）で作成すること。

イ 図表等の表現の都合上、用紙の方向を一部変更したり、記述を一部縦書きとしたりすることは差し支えない。また、A3判の図版がある場合

- は、横向きで作成することとし、片面印刷でA4判に折り込むことで可とするが、この場合は2ページ分として取り扱うものとする。
- ウ 表紙及び目次を除き、両面で1枚として総枚数20枚（40ページ）以内で作成し、左綴じで提出すること。
- エ 表紙及び目次を除き、各ページに一連のページ番号を付すこと。
- オ フォントは任意とするが、フォントサイズは10.5ポイント以上とすること。ただし、図表や注記等については、この限りでない。
- カ ファイリングには、焼却処分できないファイル（ドッチファイル等）を利用しないこと。
- キ 企画提案書等は1者1提案とし、2以上の企画提案書等を提出しないこと。企画提案書に記載する内容は、具体的なものとする。

(4) 作成部数

- 6部（正1部、副5部）作成し、副本は、参加申込者名をマスキング等すること。

(5) 留意事項

- ア 企画提案書は、別紙「企画提案書等評価基準」を参考にして記載すること。
- イ 企画提案書は、見やすく分かりやすいものとする。
- ウ 企画提案書等に記載のない専門用語を使用する際には、注釈を付けるなどしてその内容が理解できるようにすること。
- エ 仕様書に示していない内容であっても、本市にとって有益になると思われる企画については、積極的に提案すること。
- オ 提出書類に不備がある場合は、訂正を求めるものとする。この場合において、指示した期限までに訂正がなければ失格とする。なお、提案内容については、提出後の修正又は追加を一切認めないものとする。

(6) 提出期限、提出先及び方法

ア 提出期限

令和7年7月18日（金）午後5時00分まで

イ 提出先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

ウ 提出方法

持参又は郵送による提出とする。

(ア) 持参の場合は、事前に電話連絡をした上で、提出期限内に提出すること。

(イ) 郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法で、提出期限内に必着で提出するとともに、到達の確認のため、発送後に香芝市子ども家庭部保育幼稚園課まで電話連絡すること。

エ 連絡先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

電話番号：0745-44-3336

(7) 提出書類の取扱い

ア 提出書類一式に不備又は不足のある場合は、受付できないものとする。

イ 提出期限後の提出書類の差し替え及び再提出は、原則として認めないものとする。

ウ 提出書類は、一切返却しないものとする。

エ 提出書類は、審査に必要な範囲で複製できるものとする。また、提出書類（候補者の決定を受けた者が提出した書類を除く。）は、候補者を選定する目的以外に使用しないものとする。

オ 事業に係る情報公開請求があった場合は、提案内容、ノウハウ及び提案への評価に関する部分を除き、香芝市情報公開条例（平成12年条例第28号）に基づき、提出書類を公開するものとする。

(8) 参加申込みの辞退

必要書類の提出後に参加申込みを取りやめようとする場合は、令和7年7月18日（金）午後5時00分までに、辞退届（様式5）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により提出すること。提出方法は、5(6)ウの方法に準じる。

6 候補者決定方法

(1) 企画提案書の評価は、香芝市立保育所等における紙おむつ等定額利用サービス業務事業者選定委員会において行う。参加申込者が提出した企画提案書等を評価し、最も評価が高い者を候補者に決定する。

(2) 評価基準は、別紙「企画提案書等評価基準」による。

(3) 評価結果は、令和7年7月下旬頃に全ての参加申込者に電子メールで通知するとともに、本市ホームページで公表することを予定している。

7 協定書の締結

- (1) 候補者を決定後、仕様及び提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合に、本事業に係る協定書を締結するものとする。ただし、指名停止等やむを得ない事情により候補者と協定書を締結できないときは、次点の評価を得た者を候補者として決定し、協定書を締結する。
- (2) 候補者が正当な理由なく協定書を締結しないときは、その決定を取り消すとともに、次点の評価を得た者を候補者として決定し、協定書を締結する予定である。

8 失格事項

参加申込者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。また、失格となる者を候補者と決定していた場合には、当該決定を取り消すものとする。

- (1) 候補者の決定日までに参加資格を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類等に虚偽の記載をした場合
- (3) 誤字又は脱字等により意思表示が不明確な場合
- (4) 公正な選定の執行を害する行為をした場合
- (5) 募集要領及び仕様書の要件を満たさない場合
- (6) 提出書類に不備があり、本市が指示する期日までに訂正しなかった場合
- (7) その他、本市が不正と認める行為があった場合

9 その他

- (1) 本事業に参加するために要する一切の費用は、参加申込者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書の内容は、協定書を締結した際に参加申込者が責任をもって履行できる内容とすること。
- (3) 不確定要素がある場合であっても、参加申込者の経験及びノウハウを最大限活用し、具体的かつ実効性のある提案書を提出すること。
- (4) 提出書類の著作権は、参加申込者に帰属するが、本市が評価結果の公表等に必要の場合には、本市は提出書類の著作権を無償で使用できるものとする。
- (5) 本事業に係る協定書を締結するまでの間に協定書を締結することが著しく不相当と認められる事情が生じた場合は、協定書を締結しない。この場合において、本市は、それに伴って生じる費用の一切を補償しない。

10 問合せ先

香芝市子ども家庭部保育幼稚園課

所在地：〒639-0251 奈良県香芝市逢坂一丁目374番地1

電話番号：0745-44-3336

電子メール：hoiku@city.kashiba.lg.jp